

幌延町国民健康保険に加入されている皆様へ

★国民健康保険被保険者証の更新について

現在ご使用されている国民健康保険被保険者証は、**平成26年4月30日（水）が有効期限**です。
つきましては、更新手続きを下記の日程で実施します。

●日 程

4月14日（月）～4月25日（金）

幌延・下沼・北進・上幌延・開進地区の方 【役場町民課生活環境グループ窓口】

問寒別・中間寒・上問寒・雄興地区の方 【問寒別出張所】

●持参するもの

- ・現在使用中の国民健康保険被保険者証（既加入者）
- ・印鑑
- ・就学のために幌延から住所を移している方については、**在学証明書**又は**合格通知書**など。

★70歳以上75歳未満の方の自己負担割合について

平成26年度から、70歳以上75歳未満（現役並み所得者以外）の方の自己負担割合が1割から2割へ変更になりました。

ただし、**昭和19年4月1日以前生まれの方は**、これまでどおり**1割**に据え置かれます。

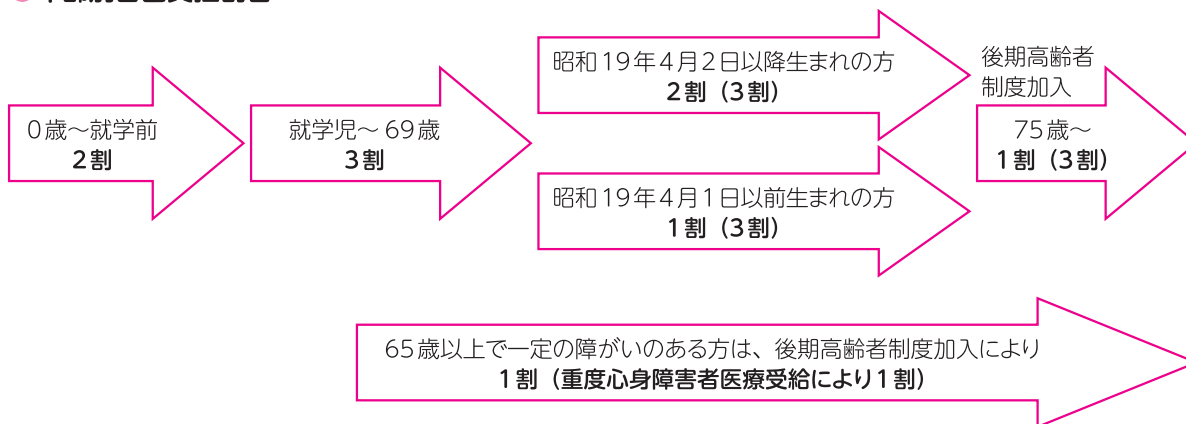
昭和19年4月2日以降生まれの方は、70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方はその月）から**2割**になります。

現役並み所得者の方は、自己負担割合は**3割**のまま変更ありません。

●医療機関の受診のしかた

- ①発効期日前までに、国民健康保険高齢受給者証を郵送します。
- ②発効期日以降医療機関を受診される時は、**国民健康保険被保険者証と国民健康保険高齢受給者証を忘れずに提示**してください。（忘れた場合は、3割負担になることがあります。）

●年齢別自己負担割合



※（ ）内は現役並み所得者の自己負担割合

問い合わせ先：町民課生活環境グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8815